- 1 全国介護保険担当課長会議ブロック会議資料 指定基準,介護報酬に関するQ&A 2 地域密着型サービス(平成18年2月)
 - (問6)「運営推進会議」は、各事業所が設置することが必要なのか。

(答)

- 1 運営推進会議は、各地域密着型サービス事業所が、利用者、市町村職員、地域の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものである。
- 2 運営推進会議のメンバーについては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有する者等を想定しているところである。
- (問7) 運営推進会議のメンバーとされている「地域住民の代表者」とは、どのような人か。
- (答) 地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等が 考えられる。
- (問8) 運営推進会議について、指定申請時には設置されていなければならないのか。
- (答) 事業所の指定申請時には、運営推進会議が既に設置されているか、確実に設置が見込まれることが必要である。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護等に関するQ&Aについて(平成18年5月2日)
 - (問11)認知症高齢者グループホームの運営推進会議においては、活動状況として どのような報告を行う必要があるか。
 - (答) 運営推進会議において報告を行う事項としては、「認知症高齢者グループホームの適正な普及について(平成13年3月12日老計発第13号老健局計画課長通知)」別添2に掲げる「認知症高齢者グループホームに係る情報提供の項目」や、自己評価及び外部評価の結果などが考えられるが、運営推進会議の場においては、当該グループホームにおける運営やサービス提供の方針、日々の活動内容、入居者の状態などを中心に報告するとともに、会議の参加者から質問や意見を受けるなど、できる限り双方向的な会議となるよう運営に配慮すること

が必要である。

なお、運営推進会議の実践例については、「認知症グループホームにおける運営推進会議の実態調査・研究事業」((社)日本認知症グループホーム協会(平成20年度独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・障害者基金」助成事業))等を参考にされたい。

- (問12) 運営推進会議はおおむね2月に1回開催とされているが、定期開催は必須か。
- (答) 必須である。
- 3 介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するQ&Aについて(平成18年9 月4日)
 - (問16) 運営推進会議の構成員について、「利用者、利用者の家族、地域の代表者、 市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護につ いて知見を有する者等」とあるが、これらの者は必ず構成員とする必要がある のか。

また、同一人が「利用者の家族」と「地域の代表者(町内会役員等)」、「地域 住民の代表者(民生委員等)」と「知見を有する者」などを兼ねることは可能か。

(答)

- 1 運営推進会議は、各地域密着型サービス事業所が、利用者、市町村職員、地域の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止するとともに、地域との連携が確保され、かつ地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、原則として、上記の者を構成員とする必要がある。
- 2 「利用者の家族」については、利用者の家族として事業運営を評価し、必要な要望等を行うものであり、利用者の声を代弁するといった役割もあるため、他の構成員とは立揚が異なることから、兼務することは想定していないが、「地域住民の代表者」と「知見を有する者」との兼務はあり得ると考えられる。
- (問17) 運営推進会議の構成員である「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とは、具体的にどのような職種や経験等を有するのか。
- (答) 小規模多機能型居宅介護について知見を有する者とは、学識経験者である必要はなく、高齢者福祉や認知症ケアに携わっている者なども含め、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者として客観的、専門的な立場から意見を述べることができる者を選任されたい。

(問18) 運営推進会議の2か月に1回以上という開催頻度は、市町村職員等の複数 の運営推進会議の委員になっている者にとっては、かなりの負担であり、複数 の事業所の運営推進会議を合同で開催するといったことはできないか。また、 2か月に1回以上、文書等により委員と連絡・意見交換の機会を確保した場合、 委員全員が一同に集う会議の開催頻度を少なくすることは認められないか。

(答)

- 1 複数の事業所の運営推進会議を合同で開催することは、利用者のプライパシーの確保の観点から、原則として、認められない。
- 2 また、運営推進会議は、地域との連携を確保し、地域に開かれた事業所であることを確保するために設けることとしたものであり、市町村職員又は地域包括支援センター職員が出席できないからといって、会議の開催頻度を少なくすることは適当ではない。市町村職員又は地域包括支援センター職員がやむを得ず会議を欠席する場合には、会議での内容を報告してもらうなど事業所の運営状況を確認されたい。

なお、同様の趣旨から、形式的に文書等により委員との連絡・意見交換を行うような会議の開催形態は認められない。

4 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)

【小規模多機能型居宅介護】

- ○運営推進会議を活用した評価について
 - (問160) 小規模多機能型居宅介護の運営推進会議には、地域密着型サービス基準が 定める全てのメンバー(利用者、市町村職員、地域住民の代表者(町内会役員、 民生委員、老人クラブの代表等)) が毎回参加することが必要となるのか。
 - (答) 毎回の運営推進会議に、全てのメンバーが参加しなければならないという趣旨ではなく、会議の議題に応じて、適切な関係者が参加することで足りるものである。

ただし、運営推進会議のうち、今般の見直しにより導入する「運営推進会議を活用した評価」として実施するものについては、市町村職員又は地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必須である。

- (問161)小規模多機能型居宅介護事業所が、平成27 年度の評価について、改正前の制度に基づき、指定外部評価機関との間で既に実施契約を締結しているが、あくまでも改正後の手法により評価を行わなければならないのか。
 - (答) 改正前の制度に基づき、指定外部評価機関との間で既に実施契約を締結している指定小規模多機能型居宅介護事業者については、平成27年度に限り、「指

定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運営に関する基準第3条の37 第1項に定める介護・医療連携推進会議,第85条第1項(第182条第1項 において準用する場合を含む。)に規定する運営推進会議を活用した評価の実施 等について」(平成27年3月27日付老振発第0327第4号・老老発第03 27第1号)によりお示ししている評価手法によらず,改正前の制度に基づく 外部評価を実施した上で,当該評価結果を運営推進会議に報告し公表すること により,改正省令に基づく評価を行ったものとみなして差し支えない。